第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当行は金融商品取引法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券の発行者ではないため、該当事項ありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第6期)(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)平成20年6月27日関東財務局長に提出。

(2) 訂正発行登録書

平成20年6月27日関東財務局長に提出。

(3) 有価証券届出書及びその添付書類

平成20年12月3日関東財務局長に提出。

劣後特約付無担保社債に係る届出書であります。

(4) 有価証券届出書の訂正届出書

平成20年12月5日関東財務局長に提出。

平成20年12月3日提出上記(3)に係る訂正届出書であります。

(5) 有価証券届出書の訂正届出書

平成20年12月10日関東財務局長に提出。

平成20年12月3日提出上記(3)及び平成20年12月5日提出上記(4)に係る訂正届出書であります。

(6) 半期報告書及び確認書

事業年度(第7期中)(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)平成20年12月25日関東財務局長に提出。

(7) 訂正発行登録書

平成20年12月25日関東財務局長に提出。

(8) 半期報告書の訂正報告書及び確認書

平成21年1月5日関東財務局長に提出。

事業年度(第7期中)(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)の半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(9) 訂正発行登録書

平成21年1月5日関東財務局長に提出。

(10) 臨時報告書

平成21年1月20日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

(11) 訂正発行登録書

平成21年1月20日関東財務局長に提出。

(12) 臨時報告書

平成21年3月5日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

(13) 訂正発行登録書

平成21年3月5日関東財務局長に提出。

(14)発行登録書及びその添付書類

平成21年4月24日関東財務局長に提出。

劣後特約付無担保社債に係る発行登録書であります。